

奈良日独協会会則

平成26年5月18日改訂

1. 名称 及び 事務所

第1条 本会は奈良日独協会 (Japanisch-Deutsche Gesellschaft Nara) と称する。

第2条 本会の事務所は、奈良市大安寺 2-18-1 大安寺内に置く。
(Daianji Temple 2-18-1, Nara, 630-8133 Japan)

2. 目的 及び 事業

第3条 本会は、日独両国間の友好関係を促進し、併せて両国民の親善を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

日独両国民相互の理解と親善のため集会等の開催。

日独の文化交流に関連する講習会、映画会及び研究会等の開催。

ドイツ及び日本の同種団体と連携並びに協力。

参考資料、情報等の交換。

その他前条の目的を達成するために必要な事業。

3. 会員

第5条 本会の会員は、名誉会員、法人会員、個人会員の3種とし、日独親善に熱意を持つ者で、理事会が承認した者とする。

名誉会員は、本会に特に功労のあった者のうちから総会の決議を経て推薦された者。

法人会員は、本会の趣旨に賛同する団体。

個人会員は、本会の趣旨に賛同する者。個人会員の家族1名を追加し会員名簿に登録することが出来る

会員で退会しようとする者は、会長宛に退会届を提出するものとする。3年以上会費を納めない者は、退会したものとみなすことが出来る。

4. 役員

第6条 本会には、次の役員をおく。

会長 1名 副会長 2名 顧問 若干名 参与 若干名 理事 若干名

役員は理事会で選任し、総会に於いて承認する。

5. 職務 及び 役員任期

第7条 会長は、会務を総理し本会を代表する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は会務を代理する。

顧問は、理事会の決議を経て会長が委嘱し本会の運営に協力する。

参与は、会務に対し助言をする。

理事は、本会運営に関する事項を審議し処理する。

全役員任期は2年とする。但し、留任することは認める。

6. 会議

第8条 総会は、年1回会長が召集し、会員の過半数（委任状を含む）をもって成立し、重要な会務を審議する。

会議の議事は出席者の過半数の賛成をもって決定、可否同数のときは、議長の決するところによる。

理事会は、会長、副会長、理事で構成し、会長が随時召集し、本会運営に関する事項議決する。

7. 会計

第9条 本会の経費は、会費、寄付金、その他をもってこれにあてる。

第10条 年会費は以下の区分に従って次の通りとする。

個人会員：2,000円、但し、学生は1,000円とする。海外在住の会員、名誉会員、及び個人会員の家族は年会費が免除される。

法人会員：一口4,000円以上とする。

第11条 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

奈良日独協会

〒630-8133 奈良市大安寺 2-18-1 大安寺内

TEL: 0742-61-6312 FAX: 0742-61-0473